

明末清初における打行と訪行：旧中国社会における 無頼の諸史料

川勝，守

<https://doi.org/10.15017/2231501>

出版情報：史淵. 119, pp.65-92, 1982-03-31. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

明末清初における打行と訪行

——旧中国社会における無頼の諸史料——

川 勝 守

はじめに

中国の一六・一七世紀、いわゆる明末清初と呼ばれる時期は、中国史上の劃期をなす変革期である。その変革期たる所以は、単にこの時期に明から清への王朝交代があったためでも、異民族滿州族の中国侵入があったからでもない。それはひとえに王朝交代が「民変」・「抗租」・「奴変」と表現される都市の民衆や農民及び家内奴隸たちによってたたかわれた社会動乱を背景としていたからである。しかも、この頃、木綿・絹・麻布等の纖維製品、農具・鍋釜の鉄製品や陶磁器・木工品などで、広汎かつ一般的に成立していた商品生産の展開が国内流通市場の確立と相俟って、社会的生産力を向上させ、それが民衆・農民の生活を支えていた。それ故に、この時期の農民・民衆たち直接生産者は生産力の発展を確実に我ものとし、それを踏えて抗租、民変等の抵抗を行っていた。¹⁾

ところで、以上のように考えた場合、明末清初の歴史の具体において次の二、三点が課題として残る。その一は、既にこれまでの研究でしばしば指摘されたことだが、明王朝の支配を崩壊せしめた抗租・民変等のちからは、なにゆえに、中国の専制支配体制そのものを解体せしめることなく、異族の征服と専制支配を許したか。その二は、清朝支配に関しては暫く措いたとしても、明王朝を直接に倒したのは、華北の農民反乱の李自成の蜂起であって、当時

経済的に先進地域とされた華中華南の抗租や民変でなかったという点をいかに考えるか。第三には、明末清初の民衆の抵抗を民変抗租奴変とのみ表現し、「民衆」範疇を市民（都市商工業者）・農民・奴僕に絞ることがどれほど有効であろうか。あるいは、この第三点目は、第一点と第二点を展開すれば必ず行き当る問題点であるかも知れない。

本稿は、もとより以上の諸点に十全に応えるものではないが、明末清初の歴史の現実の中で、相当な役割を果しておりながら、案外に取り上げられることの少なかった遊民・無頼層(2)の存在に光を当てながら、三点の問題点究明のため一素材を提供しようとするものであり、一種の史料集の性格を持っている。

一、打行

1 打行の発生

『明実録』世宗、嘉靖三十八年十一月丁丑条に、次のような一種の都市暴動のさまが述べられている。

蘇州海寇興りしより、武勇を招集す。諸々市井の悪少、威腕ななを奮い、雄傑と称す。羣數十人を聚め、号して打行と為す。火囤とどまに繋り、誣詐剽劫とどまし、坊廂とどまの間に武断す。是の年、呉会歲に侵（あり）、各郡邑時に攘竊あり。応天巡撫翁大立、既に任に蒞のぞべば、則ち嚴禁して之を緝おさむ。火囤とどまに繋る諸悪少の名を訪ね、府県に檄して捕治す。督責甚だ急なり。十月に及び、大立、卒を携えて蘇州そきに來り駐劄す。諸惡益々懼おそるれば、則ち相与に血を敵り白巾を以て抹額ひたをまし、各々長刀巨斧を持ちて、夜、吳県長洲（県）及び蘇州衛の獄を攻め、囚を劫ふこと自隨なり、鼓譟して都察院を攻め、門を劈ひきて之に入る。大立、その妻子を率ひ、墻を踰えて遁去す。諸惡乃ち火を縦にして衙廳を焚く。大立の奉ずる所の勅諭・符驗及び令字旗牌、一時俱に燬く。諸惡復た衆を率ゐて、府治を劫かす。知府王道行、兵勇を督して之を劫く。將に曙ならんとするや、諸惡及ち封門を衝き、関を斬りて出で、太湖中に逃亡す。官司兵を遣わし、四散探捕し、首從周二等二十余人を捕獲す。事、上に聞こえ、大立に命じて罪を

載せ、敵に尅期殄滅を督し、以て地方を靖ぜしめ、知府王道行等、知県柳東伯等は俸を住めて、勒限捕賊せしめ、指揮朱文正等は按臣に付して速問す。

嘉靖期の倭寇、いわゆる後期倭寇に際しては、既に軍戸制に基づく衛所制度は有効ではなく、急遽市井の無頼悪少が招募されて新營が編成された。南京の振武營などがそれである。ところが、倭寇が終息すると、募兵の手当に当てる財源も乏しくなっていたこともあり、当局は招募兵の存続に甚だ困った。蘇州では嘉靖三五・三六年ごろより無頼層の騷擾が指摘されるが、右の実録の記事によれば、嘉靖三八年十一月に招募兵くずれが數十人聚つて号して打行と称し、火圍⁽⁴⁾なる甚だいかがわしい処に本拠を置き、誣詐剽劫を事として市中近郊に壟断する。官憲の取締りがあると、機先を制して官衙獄舎を襲撃した。これは、いわば無頼活躍の合戦記である。それでも、(一)「紫火圍、誣詐剽劫」と述べており、繁華街の裏に潜む暴力の典型的行為を表現する文章があり、(二)「相与に血を敵り、白巾を以て抹額す」といった組織的盟約関係もまた具えている。従つて右の打行は何分にも臨時的突発的発生物だとしても、その初めから組織暴力的存在であつたことは明らかである。

しかし、それでも、嘉靖三八年十一月に初めて出現した打行は巡撫翁大立によつて鎮圧された。嘉靖一萬曆間の呉県の人陳鑿(一五〇六一七五)の『已寛堂集』卷三、《為府公送翁巡撫序》には、

而吾蘇受助独多。至於吏調・將官、整飭軍士、調度糧餉、多設戰艦防海之具、無不詳備。海賊聞之、乘風宵逐、数月不敢犯吳境。所以陰福我吳民者。凡此之類不知其幾也。市有惡少、嘯聚為乱、漸不可長。公檄所司捕之。甚快人意。人以爲百世功。

とある。また、同じ頃の蘇州府下常熟県の人、趙用賢『松石齋集』卷二九、書《与陳按院》にも、

一、打行之風、独盛於吳下。昔年督糧翁大叅、嘗被其禍、幾及大乱。後稍擒獲殺惡少百余人、此風少息。近者踪跡愈密、詭名于鄉宦家人、遂致道路以目、官司莫敢誰何。異時地方百變、此輩亦致乱之端也。

とあって、当局の取締り強化によって悪少百余人を捕え、呉下の打行の風は少しく息んだ。しかし、かかる打行の輩は郷宦の家人に詭名して巧みに潜行したのが実情で、誰きま何が難しくなったという。潜行した打行は、その組織性の表現たる「行」を他の、例えば「会」などに変えるものがあつた。王禪登『王百穀集』呉社編（万曆四十七年序）に、

打会。会行必有手搏者数十輩、為之前驅。凡豪家之阻折、暴市之侵陵、悉出是輩。与之角勝争雄、酣鬪猛擊。旁觀之人、無不罷市掩扉、奪魄喪氣。此皆怒髮裂眦、暴虎憑河之流。往来倡導海氛、焚燒官廨、不過此曹為之。漏網出押之姦、跳梁跋扈之党。司于城者、宜有以灰其焰而熄其燼也。

とあるが、市中に跳梁跋扈し、豪家の阻折すなわち豪紳らの横暴横車や暴市すなわち市場の壟断などの侵陵を事とする彼らは依然として打行に他ならず、城を司るものが警戒すべきものであつた。なお、浙江の寧波には「打郎」と呼ばれるものもあつた。すなわち、万曆『仙居県志』卷二、風俗には、

羣聚肆譴、謂之打郎。

とある。

蘇州府城における打行の潜行化と同時に、蘇州以外の江南地方一帯への打行の地域的拡大もみられた。范濂『雲間坵目抄』卷二、記風俗（万曆二十一年選序）に、

惡少打行、盛於蘇州。昔年撫台翁大立、幾被害。此風沿入松（江）、以至万曆庚辰（八年）後尤甚。……況此輩皆由三十年來、承平生育、兼以生計甚難、禍必日熾。若更遭倭亂兵變、則乘勢猖獗、必有不可勝道者、此東南之隱憂、智士之所預料也。

とあって、打行の風は蘇州東方の隣郡の松江府に及び、万曆八年（一五八〇）以後もっとも甚しくなつた。右の記事が作成された万曆二〇年頃は、太平が続き、生活が苦しくなつて、その禍は日々熾しくなるだろうと警戒する。次に蘇州北方の常州府では、万曆二年に編集された『無錫県志』卷四、風俗に、

城中之俗、大抵好文而奢。巨室率以庖俎珍麗相高。北門之外、羣商所聚、儉駟之家、尤以率侈相眩。裏路新街等巷、惡少年羣聚夜遊、以詐謀拳勇、凌轢閭弱。謂之。打行。

と述べ、常州無錫県の県城内外の裏路・新街の巷区ちやうないにたむろする悪少年が群聚夜遊し、人を詐謀し人に拳勇ぽうりよくを働き、閭弱よわいも凌轢しているといい、その割註にこれを打行と謂うとある。同県志の編纂期間を一、二年とみても、同県では遅くとも隆慶末年までには打行の伝播出現があったものと考えられる。

以上から、万暦年間、打行は官憲の取締りを避けて潜行し、かつ、蘇州府城以外の江南各府県への地域的拡散があった。こうした状況に対するためには、州県官の単発的取締で打行の終息を得られるわけがなく、もっと広域的系統的な地域対策が必要であった。そのため、隆慶三、四年頃、都察院右僉都御史、兼巡撫応天等府として蘇州府等を管掌した海瑞は各州県官の行政執務要項ともいべき「考語冊式」(『海瑞集』上巻、二五八―六三頁、中華書局、一九六二年)に附した各款の除害に、風俗薄悪という項を設け、そこに、

如不孝不友、為奸為弊、事仏為娼、打行賭博之類。此等事類甚多、須詳細言之、亦詳細言其能革不能革之故。という一文を填めて、他の悪俗に並んで打行賭博の類を警戒すべしとする。さらに、東林派の巨頭、高攀竜『高子遺書』巻七、《申嚴憲約責成州県疏》にも、

一、悪人者良民蠱賊、蠱賊去而良民始安。凡天罡地煞打行把棍之類、訪其首惡重治。仍籍之于官、使禁其党類。一有党類詐害良者、并其首治之。

とあって、高攀竜は左都御史となるや、海瑞同様に所屬州県官に責成して、天罡・地煞、打行、把総という党類の訪察を提案した。

2 打行から打降へ

ところで、「打行」という存在は、「打降」と表記されることがあった。清の康熙年間に編集された楮人稷『堅瓠

集』九集、卷二、打行に引かれる「亦巢偶記」なる書物には、

打行、聞興於万曆間、至崇禎時尤盛。……如牙儉然、故曰行也。鼎革以来、官府不知其說、而吏胥又不曉文義、改作降字。但此輩惟得錢為人効力耳。何嘗欲人之降。此予少時所親見。今此字久而不變故記之。

とあり、明清鼎革以来、打行の行が降字に交えられ、それは打行が牙儉の行すなわち牙行の如きギルド的組織であることを清朝の吏胥がわからなくなったためであるという。この点は、また、乾隆年間の作である顧公燮『銷夏閑記摘抄』卷上、打降（『涵芬楼秘笈』所収）にも、

康熙年間、男子聯姻、如貧不能娶者、邀同原媒、糾集打降。……又訐訟者、兩造各有生員具公呈。聽審之日、又各有打降保護。故曰打降之降乃行。非降也。善拳勇者為首、少年無賴、屬其部下。聞呼即至、如開行一般。故謂之打行。

とあって、やはり打降は開行一般の如く、打行というのが正しいという。この経緯については後に述べるが、明代の打行が清朝になると打降と記載されるようになったことは確認できよう。

しかし、以上の文言にもかかわらず、打行を打降と記載するのは何も清朝に入ってみられたものではなかった。まず、崇禎一〇年序刊『嘉興県志』卷一五、里俗には、

務本者少、入身公門者、日盛月新、居肆者稀、而袖手遊閒者、肩摩踵接、廼若打降惡少、飲血結盟、十百成群、一呼畢集。設遇外寇突來、窺在足而先応者、必在此曹。言之可為寒心。是不可不早為隄防者也。

とあり、また、嘉興県の隣りの嘉善県でも、崇禎一〇年代の知県李陳玉『退思堂集』第一冊、述職言、考滿事蹟冊の一項にも、

一、治打降、以護愚善。惡少糾結、三五成羣。或為訟徒之羽翼、或為豪棍之鷹犬。市井揮拳無論。とあり、また、同県の郷神陳竜正『幾亭全書』卷三〇、政書、郷籌、察訪に、

打降惡少、五也。

とある。以上の打降という表記の事例がいずれも浙江の嘉興府のものであることから、あるいは打降というのは浙江地方に始ったといえるかもしれない。同時期、すなわち崇禎年間の南直隸の史料には依然として打行という表記が続いていた。たとえば、崇禎『太倉州志』巻五、風俗志、流習には、

吾州惡習、多相毆、或情無類、曰打行。

とある。しかし、南直隸、江蘇地方でも、清朝に入ると打降の表記が出現するが、その間の経緯について、蘇州府、太倉州の崇明県では、康熙『崇明県志』巻六、風物誌、習俗に、

一、打降。結党成群、凌弱暴寡、勢莫可当。其最無良者、偶有小嫌、即謀放火。村落中每遇風起、有終夜防守、不眠者。……崇有向打行。打行者、云打為行業也。又名打降。猶降伏之降也。明宣德初、巡撫周公忱、另設重大柵板治之、此風稍息。至万曆中、有曹鉄抄化・李三等。天啓初、有楊麻大・陳梅二・郁文昌橋・陳二・熊帽子、名团円会。崇禎時、有黄倫等、結地皇会。至沈元西・沈二等、遂于獄中反出、劫庫焚署。後又有施君正・胡八、及陳章等、先後俱斃于法。国朝屯宿重兵、若輩衰息。然鳩猶鷹眼、是在司牧者之善化爾。

とあり、打行というのは打うちを行業しごととするものをいうのに対し、打降とは降が降伏の降であるという。すなわち、明の宣徳初に巡撫周忱が重大柵板を設けてこれを治し、この風が息んだこと以来、万曆、天啓、崇禎に至るまでの結党成群、凌弱暴寡の徒はいずれも法に斃れた（すなわち降伏した）。国朝清になって重兵を屯宿させたので、この輩は衰息したが、なお鳩が鷹の眼をしているようであるが、これは牧民官の善化によるのではないかとしている。右の崇明県志の指摘によれば、打行を打降に変えたのは、先に「亦巢偶記」の「官府はその説を知らず、吏胥も又文義に曉らかでない」から起ったまちがいでなく、打行の輩が明清兩朝を通じて法に伏したことを踏まえ、特に国朝清朝の善化を称賛する目的を持たせるものであった。ただし、崇明県志は、明の宣徳期に打行の存在を想定し、その鎮圧を

周忱の業績とするなど多少の無理がある。その他にしても同県志の主張を全面的に認めるわけにはいかないが、打行が打降という表記に変ったのが州県官の継続的取締りによって公然とした活動が難しくなったことを背景としており、それは、先掲の趙用賢の指摘にあったごとく、打行は郷紳勢力の傘下に入り、その活動が潜行型となったことも重視すべきである。

3 打行の構成・組織

上掲の諸史料で、嘉靖三十八年十一月の蘇州の打行について「羣數十を聚め」「相与に血を敵り」と記されたほか、無錫県志で「羣聚夜遊」、浙江嘉興縣志で「飲血結盟、十百成群、一呼畢集」、李陳玉の文言に「惡少糾結、三五成羣」、崇明縣志に「結党成群」とあって、いずれの史料文言も打行が多数聚って党類をなす暴力集団であることを伝える。この内、「相与に血を敵り」とか、「血を飲んで盟を結び」とあることから、同志のないし誓約的仁俠集団とも判断される。それでは、打行はいかなる組織を持つ集団であったか。この際、注意しておく必要があるのは、打行を打降と表記した場合に、この打降は打架と同義で、「争ふ。喧嘩する。なぐりあひをする。」という動詞的使用をするという用語解もあるという点である。しかし、打行は打降と表記しても、その本質は打行にあって、それ故に前項に引いた「亦巢偶記」や「銷夏閑記摘抄」が打降は非なりと言うのであった。したがって、ここでは打行は単なる「ウチアヒケンクハ」という謂ではなく、「如牙儼然」たる組織性を具えた集団であることを確認しておく。⁵⁾

まず、打行の属性をみよう。それが暴力を事とするのはいうまでもないが、その暴力は「拳勇（拳法）」であった。また「打行賭博之類」（海瑞の文言）、「天罡地煞打行把棍之類」（高攀竜の文言）のほか、悪少年・悪少という語を伴っていた。高攀竜の文言には打行が天罡、地煞、把棍とともに現れていたが、清の康熙朝前期、江蘇で巡撫から内閣大学士となった余国柱の《嚴禁打降移文》（康熙）『江南通志』卷六五、芸文、移文）にも、

指其党、則有天罡・百竜・十三大保・百子尖刀之不一其名。

とあって、天罡・地煞などの厄がかかった星辰の名や百竜・十三太保・百子尖刀など水滸伝に出てくる百八人の豪傑
まがいの人的構成をとったと思われる。

ところで、清の康熙初年の浙江、嘉興府知府盧崇興『守禾日記』巻二、告示類〈一件、諮訪利弊事〉には、

合行既論、為此示仰府屬官吏軍民士農工商人等知悉。凡切地方利弊、如盜賊竊發、作何緝獲。……光棍・打降・
豪奴・衙蠹、作何清除。

とあり、打降は光棍（棍徒）、豪奴、衙役とはほ一体のものとして扱われていることがわかる。この点はまた、崇禎『太
倉州志』巻五、風俗志、流習に、

三十年來、崇明受墾會害、近流入吾州。大約即春狀行中、自相結、私立名目。其法公立一團、每月量貧富、出資
投團。入會者、訟師・打行・衙役畢備。一人有事、即出團中物、羣致力、遂橫莫遏。州尤著者、曰烏竜會。錢侯
先後殲其劇、且解散。然事敗、遺党反即以烏竜會誣人。此外名目不一。如蔓草、最海邦所隱慮。

とあり、ここでも打行は訟師、衙役及び奴僕とともに同一の階層のものとして秘密結社的な会をつくっている。しか
るに、この組織は公権力に抗するものであったが、かの清初、蘇州崑山の大郷紳徐乾学一族の傘下の訟師―打降―奴
僕―衙役―胥吏のグループは郷紳の郷里における不正行為を推進する党類を構成した。この場合、両者の差違は極め
て微妙な關係にあるが、太倉州志の前掲部の続きに、

吾州惡習、多相毆。或情無賴、曰打行。或情若輩、曰宅裏人。大約打行半係宅裏人、則若輩尤雄。凡其族党、与
外親、并外親之外親、俱狐佞作焰。今則郷紳相戒、不輕収一僕、其家兒難調、即群向詬。庚午榜發、傳者六七
人、若輩分投無受主、各呼嗟散。

とあって、無賴を情こうことを打行といい、若輩を情こうのを宅裏人（おやしきのひと）といったが、大体、打行の半ば
は宅裏人で、若輩が尤も雄であり、一族を集めて勢威を持っていた。なお、ここで若輩とはどのような人をいうか、

「郷紳が相戒めて、軽しくは一僕を収めない」ということからみれば奴僕の可能性もあり、また「其の家児調し難ければ即ち群向して詬る」とあって、郷紳の子弟であるかも知れない。この点については、彼の清の黄六鴻『福惠全書』巻十一、刑名部、禁打架（汲古書院縮印本、一二八頁上）に、

近日吳越ノ州邑、等ノ無頼少年有り、并テ紳衿不肖ノ子弟ヲ糾合シ、（中略。後掲）号シテ太歳ト称ス。名テ打降ト曰フ。

とあって、無頼少年は紳衿の不肖の子弟を糾合して打降をつくっているというのである。また、康熙『常熟縣志』巻九、風俗〈糧憲劉公風俗六禁〉の一項にも、

一、禁游手打降。示為琴川一邑。……詎近多游手好間棍徒打降、不事恒業、崙一鈎引良家子弟及愚蠢、無知識其所好。

とあるが、ここでは良家子弟とあって必ずしも郷紳の家と断定したものではないが、それを含む可能性は大である。また、先掲の「亦巢偶記」にも、

打行、聞興於万曆間、至崇禎時尤盛。有上中下三等、上者即秀才貴介亦有之、中者為行業身家之子弟、下者則遊手負担里巷無頼耳。三種皆有頭目。人家有鬪毆、或訟事對簿、欲用以為衛、則先囑頭目、頃之齊集、後以銀錢付頭目散之。而頭目另有謝儀。散銀錢、復有扣頭、如牙儉然。故曰行也。

とあり、打行には上中下三等の種類があり、上等は秀才貴介即ち郷紳の子弟を含む生員くずれ、中は確かな行業・身家のある中流家庭の子弟、下は遊手で里巷の負担となる無頼である。三種にはそれぞれ頭目がいるが、鬪毆や訟事の對簿（書類審査）で護衛を頼みたいものは、必ず頭目に人数を齊集することを囑し、後に銀錢を頭目に付し、頭目はそれをバラまく。頭目には別に謝儀がある。また子分に銀錢を散ずる場合、扣頭があり（ピンハネ分は頭目に入る）ちょうど牙儉の行の如くであるので、（打）行というのだとする。なお、清中期の高官かつ学者の楊名時『楊氏全書』

卷三〇、別集二、示《通行禁令示》に、

一、禁打降光棍。滇省有無賴凶徒以及管兵子弟、酗酒撒潑、凌虐善良、深為可惡。示後各該地方官嚴查拏処、毋得姑狗。

とあれば、雲南地方では打行には管兵の子弟もまた参加していた。

以上から確認できるのは、打行は単に水平的な仲間集団ではなく、頭目、首領をもつ上下関係の明確な組織暴力集団であり、しかも、郷紳一族や奴僕などが当の郷紳の勢威を背景として参加してこることもあったという諸点である。

4 打行の活動Ⅱ営業内容

打行の活動を記す史料文言には、たとえば「威腕を奮い、……火圍に繋り、誑詐剽劫す」(『明実録』嘉靖三十八年十一月丁丑)とか、「詐謀拳勇」(万曆『無錫県志』卷四、風俗)とあって、人を詐謀・誑詐だますすることと剽劫・拳勇ほうりよくをかろうすることの両者を必ず述べていた。それでは人をどのようにして詐謀し、いかなる場合にどういう形の拳勇を発揮するのであろうか。その諸事例を検討してみよう。

(A) 范濂「雲間抛目抄」卷二、記風俗に、

惡少打行、盛於蘇州。昔年撫台翁大立、幾被害。此風沿入松、以至万曆庚辰後尤甚。又名撞六市。分裂某処某班、肆行強橫、有矚郷人持物入城、設計誑騙、至深広之処、半騙半奪者。有同赴官理訟、為仇家路集、駕禍扛打、而其人無所控訴者、有白昼偷換、地方結扭送官。適遇党与求解脱去、反受侮虐。如俗所称炒塩豆者、諸如此類、不可彈述。幸知府詹公獲西郊葉姓者、擬以重辟、衆始稱輯。然不過大車之風、終非格心之化。況此輩皆由三十年來、承平生育、兼以生計甚難、禍必日熾。

はあり、ここでは郷村の農民が品物(市場で取引する農工産品か、あるいは身の回り品。前者の可能性が大)を持つ

て蘇州府城（〓呉・長州県城）に入ると、設計誑騙、半ば騙られ半ば奪われる。また、官に告訴するものがあると、仇家が路集し、鴛鴦打打し、その人が控訴しないようにする。また、白昼偷換し、地方（地保）が結扭して送官しても、その党与が救出をはかり、（捕縛した側が）反って侮虐を受ける。以上からこの事例の打行の活動は①物品の強奪横領、②告訴事件で被告側に依頼されての原告側の脅し、③警察沙汰をめぐるいざこざなどが指摘されている。

(B) 蘇州府常熟吳知縣耿橋「開荒申」（『常熟吳水利全書』卷一、附）の一項「一、驅打行惡少掃農」に、

打行之風、本県頗盛、成羣合党、攘臂挺身、不論是非曲直、惟以必勝為主。凡愚民有報仇復怨之事、爭投其党、情其人。交拳者、喝采者、得勝者、論功称謝。甚且打至宰限外、其月日死、其期不爽。無論城外山川壇一帶、為此輩之戰場、即衙門前、叢叢簇簇者皆是也。無論小民借交報仇、即宦僕狐假虎威、出入衙門、往往挾此輩、以為重。不得志于官府、必肆志于打行。

とある。右例の打行の説明では、打行を利用する目的が「報仇復怨」のことにあつた。そして、宦僕〓郷紳家の奴僕・豪奴も、また狐が虎の威を仮りるように郷紳の勢威を循として衙門に出入し、往往この打行と結び、打行を尊重した。そこで官府に志を得ないものは必ず打行に志をつけて目的を遂げたという。ここで打行と宦僕及び衙門の衙役・胥吏が結託しているのは明らかである。それにしても、右の打行では、依頼者が仇をうち怨を晴らしたい時に利用すると、拳を交す者、喝采した者、勝を得た者、それぞれ論功称謝とあつて打行機能が十分に働いたのであつた。

(C) 万曆三三年修『嘉定県志』卷二、疆域、風俗に、

市井惡少、恃勇力弁口、什伍為群、欲侵暴人者、輒陰賂之。令于怨家所在、陽相触忤、因群毆之、則又誣列不根之詞、以其党為証佐。非出金帛厚謝之、不得解。名曰打行。告訐成風、一家有事、閭巷輒蜂起、連十人為一党、連數十事為一詞、非必真負冤抑、特欲魚肉之以為利、名曰連名。設呈睡眡之憾、或先有借貸、邂逅一家之内、有死者輒以告官、其人不服則求檢驗、檢驗則無不破家矣。

とあり、これも先の(B)常熟県の事例とほぼ同内容を述べているが、先に交拳・喝采・得勝とのみあったところを「不根の詞を誣列し、その党を以て証佐と為し」とあり、打行に金帛を出して厚く謝するのでなければ、かかわりから解放されることはないという。

(D) 崇禎一〇年代の浙江嘉善縣知縣李陳玉『退思堂集』第一冊、述職言、考滿事蹟冊の一項、

一 治打降、以護愚善。惡少糾結、三五成羣或為訟徒之羽翼、或為豪棍之鷹犬。市井揮拳無論。查得、往時尚有毆人於頭儀門者、職到任、下令嚴禁。凡有犯者、立時痛責、所依者党援、即并其党援而治之。所憑者城社、即并其城社而倒之。非敢破柱之威、聊以駭同井之暴而已。

とあり、ここでも打行は訟徒の羽翼、豪棍の鷹犬となり党援によって組織的活動をしている。その内容は(B)(C)と同じである。

(E) 康熙『蘇州府志』卷二一、風俗に、

市井惡少、恃其拳勇、死党相結、名曰打行。言相聚如貨物之有行也。訐訟之家、用以伺伏衙門、對簿甫畢、即狙擊讎家、欲得而甘心焉。以假命誣人者、亦号召之使爭先排闥、恣行打搶。

とあり、これも(B)以下と同じ内容であるが、この史料で注目すべき点は、清朝康熙間の史料文言にもかかわらず、打行と表現している点であるが、それは市井の惡少がその拳勇を恃んで、死党をつくって相結び、ちょうど相聚って貨物物資それぞれに「行」があるのと同じ組織をつくった点を強調するためであろう。

(F) 康熙『常熟縣志』卷九、風俗〈糧憲劉公風俗六禁〉には、

一、禁游手打降、示為琴川一邑、僻處海陬。年來水旱、頻仍災荒、遊至兼之、賦急差繁、民罹困苦。即素封之家、

亦已捉襟露肘。本道駐節茲土、深切憫念。凡利弊有閔民瘼者、事無巨細、不憚煩瑣、力與興除。詎近多游手好間

棍徒打降、不事恒業、端一鉤引良家子弟及愚蠢、無知規其所好、曲意趨承。如性耽酒賭博者、則以鴉藥呼盧誘

之。如愛練勇使械者、則以拳法武備導之、善于音樂者、即以學唱串戲惑之。以致若輩、竊貲揭責、頂撮錢糧、美食鮮衣、恣情浪費。自此物以類聚。不分遠近、違禁聯盟、非独禁城之内外皆然、而俱治東南特甚。更有橫行鄉曲、種種不法、將來叵側、方深衷切地方隱害、合再嚴禁。仰該縣、嗣後、凡有前項游手棍徒打降無賴、須病改前輒、洗腸滌肺、屏踪斂跡。其不肖子弟、務合安分守業、毋容仍習匪流。倘再怙終不悛、是屬梗化。除一面現在密訪拿究外、許本家父兄及受害人等、指實赴告、立刻飛提、繩以大法。

とあり、ここでは禁令の対象を游手打降としているので、①酒に、こま酔ひ賭博にふける者には、こま麴と呼よ蘆で誘い、②練勇使械を愛する者には拳法武備で之を導き、③音楽を善くする者には學唱串戲で惑わす。また、④財貨を竊め責務を負わせ、⑤錢糧を頂撮（＝包攬）し、美食鮮衣、恣情浪費するという。打行としての活動は既出のもの域に含まれるのであろう。

(G) 康熙『江南通志』卷六五、芸文、移文、皇清、余国柱《嚴禁打降移文》には、

為嚴禁打降、以除民害事。照得、打降之為害、地方惟三具有其事、遂有其名。詢其根由、始于游手無賴、各朔一方、城鎮鄉村無処不有、藉拳棍為生涯、視善良如几肉。指其党則有天罡・百竜・十三太保・百子尖刀之不一其名、語其惡則有喪命傾家拆離姦占放火撒青不一其害。每當春月、則釀金演劇、借報賽之名、而苛斂民財。稍不遂慾、羣行兇毆。或值隆冬、則駕鷹逐犬、以捉獲為事、而掘掘墳墓。若与理論、反遭荼毒。期遇灯節、則爭勝。或因婦女再醮、攔截酷詐。或乘構結詞訟、包攬扛幫。倚勢豪為城社、結連衙蠹為腹心。彼既恃有護身之符、尚何畏乎三尺之法、更有無知鄉愚、見人買地造墳、輒以妨碍風水、生計阻撓而官葬之家、復慮勢孤、力單設局抵敵。因而彼此糾集、打降為防護、若輩復呼朋類以快意。白昼列械、勢逾寇盜、倖而漏網、則酒食財任其貪壑。一遇事發、則獸奔鳥散、卸禍他人。種種惡端、難以悉數。有司徇情不究、小民畏勢吞声。若不立法查緝、此害將何底止。除本都院時加察訪拿究外、合行飭禁、有司各宜仰体本都院、為民除害至意、即將打降一項、此之盜逃之案、

力行保甲之法。

とある。右ではまず、三呉（江蘇・浙江）のみ打降の害があるのは、遊手無頼がそれぞれ一方を縄張りとし、城鎮郷村の至るところを占拠し、拳棍を生涯とし、養良な民を凡肉とした。その悪害は、喪命（生命を喪う）、傾家（破産させる）、拆離（家の離散）、姦占（妻女の強奪）、放火、撒青（不明？）など。春の月には贖金して演劇するが、報賽の名に借りて、民の財を苛斂する。稍愆を遂げなければ、群して兇殴を行う。真冬には、鷹を狩り犬を逐い、捉獲を事とし、また墳墓を掘掘り、もし与に理論すれば反って荼毒に遭う。正月十三日から十七日までの灯節には、勝を争い、或は婦女の再醮には、攔截酷詐し、或は詞訟を構結して、包攬扛幫するに乗ずる。勢豪即郷紳を城社とし、衙役を腹心とする。彼既に護身の符が有るを恃み、なお、何ぞ三尺法律を畏れるであろうか。右の打降を嚴禁する処置で注目すべきは、右文の終りに、保甲法の活用を行えと主張する点である。保甲法は極めて日常的な地域対策であり、打降がそれによって取締る必要があるというのは、それだけ打降が官憲の取締り対象として難しいものになっている証拠でもある。

(田) 趙宏恩『玉華堂両江奏稿』卷下、《為嚴行飭禁事。本署院察勘海塘、行舟過松、訪有松郡必行嚴禁教条、開列于後》に、

一、松属浜海、民多刁悍、每有土豪好勇鬪狼遇事、糾衆打降、傷人斃命。嗣後、務宜嚴行查禁、倘有此等惡棍立拿詳報、繩以大法。

一、松属民間多藏鉄梭・鉄尺・尖刀・拳心・鷄叉・金剛圈等項器械、每遇鬪毆、持此傷人、嗣後務宜嚴禁、有即繳報銷燬。倘再私藏、查出定、即治以私藏軍器之罪。並禁鉄匠、不許打造、有犯連坐。

ここには打降が鬪毆につかう武器が挙げられている。鉄梭（梭は織機のひ、なお、梭鎗は投鎗―『武備志』）・鉄尺（短い鉄の棒）・尖刀・拳心（不詳、とげ心がついた手はめか）・鷄叉（叉はさまた）・金剛圈（不詳）などで、そ

の使用、所持が嚴禁された。

(I) 『雅公心政録』檄示、卷一、《為通飭共凜官、方以肅吏治事》に、

一、打降、禁而後命案可少也。予省民風強悍、一言不合、輒肆揮拳、甚至刀杖相加、釀成人命。此皆習於拳勇所致、為地方官者、果能平時留心、勸諭講讓興仁。遇有學習拳棒者、即行重責、則逞兇闖毆之風息、而人命白少。各該州縣中、有能命案、較前減少者、記功二次、較前多者記遇二次。

とあり、(II)が武器の使用所蔵の禁を述べたのに対し、これは拳法や棒術など武術の習練を禁じたものである。なお、右は予省すなわち江西省の事例である。

(J) 吳宏『紙上經論』卷五、告示、《禁打降》に、

為嚴禁兇徒打降、以全民命事。照得、闖毆傷人、律于重典。兇徒聚衆、新例尤嚴。本臬近日批閱訟牒、每見爾民動輒打降、手足之外、磚石刀棍、無施不可。人當氣忿之時、举手自不容情、欲保身家、全在此時按捺。若任性爭強、拋磚飛石、刀扎棍打。血肉之軀、何能堪此。所以擡驗保辜者、疊疊見告。被傷之人、得以不死者、倖耳。万一適中致命之処、因傷殞命、勢必驗傷通報抵命。兇犯拘拿到官、幽囚獄底、傷伏稍有未明、一審再審、三木無情、夾訊之下、痛楚哀号、本臬未嘗不為憫側。然必真情吐露方可擬定爰書。一夾不已而至於再、再來不已而至於三。肉綻皮開、現前苦惱、皆由自作自受。一命一抵、是殺人適以自殺行兇之人、何嘗得以倖脫、到得身罹法網、悔何及哉。合亟出示嚴禁、為此示仰臬屬軍民人等知悉、爾等務宜恪遵示禁、於性發之時、加意忍耐。但欲拳手、先須念及自己監禁牢獄、受刑抵命之苦耐、得一時之性、自然事息氣平。況乎口角微嫌、鄉隣可以勸解。縱有積仇夙怒、具詞可以伸愬、不許於途次撞遇、擒人毆打。如有兇惡之徒、三五成群、迎途伏路、邀截攔毆者、是即顯違禁令、無論被打之人、成傷不成傷、責在該處綏約保鄰、即時協扭赴臬、以憑大法処。

とあるが、これは光棍取締りを厳しくした康熙間の新律で打降等の兇徒聚衆は強く規制されるようになったが、彼ら

は手足の外、磚石や刀棍で人を傷つける。しかし、逮捕した兇犯に対する訊問は厳しく、再三の快訊すなわち夾棍で罪人の両脚をはさむ拷問が行われるという。それでも、法の網をくぐり、三五群を成すものに対しては保甲制が機能すべきで、これら打降による傷害事件が起きたら、当該保甲の総約・保隣の責任とする。

(K) 褚人穫『堅瓠集』九集、卷二、打行所収の「亦巢偶記」に、

人家有闘毆、或訟事対簿、欲用以為衛。

とあるが、実は(A)―(J)の諸事例が打行の活動について述べた最大公約数的記載はこの闘毆事件と訟事について護衛を頼むものであった。

(L) 顧公燮『銷夏閑記摘抄』(「涵芬樓秘笈」所収)卷上、打降に、

康熙年間、男子聯姻、如貧不能聚者、邀同原媒、糾集打降、徑入女家搶親、其女必增親扶上轎、仍以鼓樂迎婦成親。又訐訟者、兩造各有生員具公呈、聽審之日、又各有打降保護。故曰打降之降乃行、非降也。善拳勇者為首。

少年無賴、屬其部下、聞呼即至、如開行一般、故謂之打行。今則功令森嚴、此風不興矣。

とあるが、他の史料文言と異なる指摘は、打行が貧にして妻を娶れない男の略奪結婚に一役買っていることである。

(M) 黃六鴻『福惠全書』卷十一、刑名部、禁打架には、打行の活動について極めて明解に、

近日吳越ノ州邑、等ノ無賴少年有リ、并テ紳衿不肖ノ子弟ヲ糾合シ、香ヲ焚キ血ヲ敵リ、教師ヲ公請シ、拳棒ヲ學習シ、兩臂ニ花絞ヲ刺綉シ、身ニ齋(おぢ)(喪服で裳下の絹)ヲ服シ腰ニ短甲、狐羣狗党、茶坊酒肆ニ出入シ、蜂游蝶舞、紅粉青樓ニ顛狂ス。他人不平等有リト聞ケバ、便チ仇ヲ報スト指シテ搶奪ヲ恣ママニシ、伊ノ兇ニ一盼ヲ忤(ウツマシ)ヘバ、輒チ攢毆シテ股肱ヲ折ルコトヲ為ス。号シテ太歳ト称ス。名テ打降ト曰ク。

と説明している。これもまた打行(打降)が不平分子の報仇のため搶奪を恣まにすることと法を規制を期待する。しかし、この文言から、打行や無賴少年が明清時代の經濟の發展、都市の繁榮の申し子の存在であることも看

取されるのである。⁽⁷⁾

二、訪行

1 訪行の発生

明末清初には、打行と似た組織に訪行というのがあった。前掲の⁽⁸⁾『太倉州志』卷五、風俗志、流習には、

上官懲里豪、尋主名、曰訪察。勢必寄耳目、則有姦人為窟、招賄羅織、每平民負冤畢命。至持長吏及縉紳短長、名曰訪行。凡云行者、猶謂害甚探尤。打行作生輩也。當事一落其術、將貽伊惑。

とあり、上官が里豪を懲罰するとき、犯罪容疑者を尋問するのを訪察と曰う。その際、州県官は必ず下役（＝耳目）に情報の提供をさせたが、姦人は賄賂を使って逃れ、つねに一般民が冤罪を負った。一方、州県官や郷紳の短所欠点を把持する機関があり、名づけて訪行と曰った。その割註に凡そ行と云ふは、猶お牙行を開いて生理（しよばい）を作すがごとしい、訪行という組織は打行と同じく利益集団、仲間組織であった。⁽⁸⁾ただし、右史料の文言では「長吏及縉紳の短長を持し」とあり、それが何のためであるかなどは十分にわからない。この点について、⁽⁹⁾『嘉定県志』卷二、疆域、風俗に、

然謂執一県生死之柄、上至長吏、猶或陰持短長、伺間肆螫、名曰訪行。

とあり、陰に州県地方長官の短長を持し、伺間（すきをつけねらひ）肆螫（毒針を指すのをほしのままにする）するという。「一県生死の柄を執る」とあることから、誰かが訪行をつかって知州知県ら地方官を牽制しようとしたのである。訪行は打行に比べ、それを叙述している史料が極めて一部に限られている。しかし、明末清初時の蘇州府常熟県の地方社会を活写した「虞詣志」訪行伝第一（「虞陽說苑」乙編、京都大学人文科学研究所蔵）には、

訪行、何始乎。始乎明季。直指使行部、訪拏豪蠹、必寄耳目於所司。時則有猾胥大奸、竄身衙門、交通近習、或

居奇貨、或報私仇、羅織成款、獻之所司。飛殊緹騎、嚴拿密繫、設局講款。婪其重賂、甫得弁雲。已致傾家。如是者、謂之造報。造報之人、必推一人為宗、而羣兇附和之。一倡百從、競相標榜、名曰訪行。然其時為訪行者、不過豪奴衙蠹、千百成羣、猶仰鄉紳之鼻息、伺官長之喜怒。今則在城在鄉若貴若賤、千百成羣、鄉紳反仰其鼻息、官府因之為喜怒。以此徒党日多一日、聲勢日加一日。

とあり、訪行について詳細な記述を行う。これによれば、訪行は明季に創まる。天子じきじきの御史（直指使）が巡察を行い（「行部」）、豪蠹を訪拿し、必ず耳目を所司に寄せさせた。時に、猾胥大奸は、衙門に竄入し、近臣と交し、或は奇貨とし、或は私仇を報じ、羅織成款（罪のないものを誣ひ捕へてその罪を構成）し、これを所司に獻じた。ただちに罪人を捕える緹騎が派遣され、厳しい逮捕と密かなひっ立てがあり、たちまち犯罪事件がつくられる。よほど巨額の賄賂でもつかわない限り、その罪は晴れない。それで傾家破産してしまふ。これを造報といい、この人は必ず一人を推して首領とし、群兇がこれに附和し、一倡百從、競って相い標榜するを、名づけて訪行と曰う。ところで、明末には訪行は豪奴、衙役に過ぎず、千百群を成しても、猶お郷紳の鼻息を仰ぎ、州県官の喜怒を伺っていたが、今（清初）は在城在郷、貴も賤も、訪行となり、千百群を成し、郷紳は反ってその鼻息を迎ぎ、官府の方がこれによって、喜怒をかえるようになった。こうして、この党の勢は日に日に盛んになっているという。

ところで、訪行の發生は、右の「虞諧志」によれば明末であるというが、先掲嘉定縣志によれば万曆間には確認される。この点について、「虞諧志」序文には、

訪行、生殺之柄、自下操也。志漕蠹粮胥、耗国賊剝民髓也。志衙役、飛而噬人也。志惡紳、貪而不知止也。志劣衿、管狗苟名教蕩如也。志打行、触景風生、為訪行爪牙也。志訟師、為訪行耳目心腹也。彙為一卷、名曰虞。

とあり、訪行は、漕蠹粮胥、衙役及び惡紳劣衿らと結び、また、打行は訪行の爪牙、訟師は訪行の耳目心腹となっているという。打行、訟師の發生が明末であることから、訪行もまた同じ頃の出現であると考えられる。

2 訪行をつくる人々とその行動

「虞諸志」には蘇州府常熟県の訪行の發達史として、次の三期を指摘する。

溯其源流、則自邵声施而始盛。声施広保生社、其党則有朱靈均・鄒日升・陸惠雲等、若而人号曰乾児。直指秦公世禎、先後捕殺之。靈均漏網猶存。於是招集旧人、汲引後進、復相团聚、有八大分・八小分、号邵氏中興、此訪行之一変也。迨王九玉執牛耳、角立門戸。其党始分而為二。時則有南北部之称者、訪行之再変。九玉斃獄後、其党競相雄長、為之領袖者、不下數十人、而附之者以千百計。訪行之盛、至於斯極矣。此訪行之三変也。

すなわち、第一期は邵声施が首領の時で、その党には朱靈均、鄒日升、陸惠雲等があり、ひと号して乾児（こぶん、実子分）という。清初、巡撫秦世禎が前後して捕殺した。第二期。朱靈均は法網を漏れて猶お存した。ここで旧人を招き、後進を汲引し、また团聚し、八大分・八小分があり、邵氏中興といった。これが訪行の一変。第三期。王九玉が盟主となり、また一家をつくった。その党は始め二分し、時に南・北部で称された。訪行の再変。第四期。王九玉が獄死し、その余党が競って雄長をはかり、領袖數十人を下らず、附和する者千百で計える。訪行の盛はここに極った。訪行の三変。

「虞諸志」訪行伝第一は、《朱相公》《北頭二伯伯附戈氏小宮》《驚散一家骨肉》の三項より成る。三項を訓読してみよう。便宜的に一訪行グループごとに(A)・(B)・(C)をつける。

朱相公

(A) 朱相公、字は靈均、号は莫愁、孫方伯家の優奴なり。訪行にして邵氏乾児の長たり。邵声施没し、遂に牛耳を執る。粮道張公、これを捕鞠するに、贓私万を以て計り、減等の例として^(化)選荒に投ず。都門に遁入し、大盜黃臙・李三に依りて親戚と為る。当道頗るその毒を受く。梁給諫特にこれを疏弾し、部議成を加す。尋いで故里に竄帰し、復た壇坫を主る。猾胥・大蠹・悪衿・豪紳は皆その門に出で、朱相と号す。私人を養畜し、大猾と交通し、官府を把

持す。海防同知魯某、通家弟名を以て帖し、相往還す。靈均夷然として礼を為さずして曰く、彼固より我に求むる有りと。穢紳許瑤は靈均と納交せんと欲し、これを延まねきて室に入れ、迷香洞を進め、照春屏を掩ひ、錦褥を地に設くること、数十層を累ねて、以て床第に代へ、その温且つ厚きを取りて声は戸を出でず。時に讌かん会は絲竹しちく並び奏され、觴酌さうしやく横飛し、夜以て日に継ぐ。婢僕通問する者は踵を靈均の門に接す。時に珍味と為すは、以てこれを靈均に遣り、転じて以て門下の客に賜う。甲辰（康熙三年、一六六四）春、拔富の挙を為し、富民王叔仁等の款を捏ねじえ、密かに塩院に送る。靈均人に誇す。諸富人争つて釀金し、靈均の為ために寿とほまぐ。多き者は千金、少き者も数百を下らず、その家の肥瘠に随ひてこれを上下し、始めて積されて帰る。道路目を以て、敢てその字を斥らず。咸な朱相公と称すと云へり。

(B) 塔後大相公、姓は錢氏、号は維周、亦た、臭驢と号し、顧參政家の世僕なり。父の耀初め屠戸と為り、邵氏党に坐して獄に下されて死す。朱靈均の主盟の時、維周は八大分之首しゆ為り。後その党漸く盛んにして、稍ば靈均に貳まぶ。糧道の承差に充つに、家に軟監なんかんを設く。平人と囹逼れいひつし、講価かうかの所なり、花厅宴会博奕の場なり、帳房で群兇の密謀の地なり。房中に百事匣ひしげを設け、城郷各区の事款を細書して、これを分貯す。狂生某は醉帰してその里を過り、堂上方に楽を奏するを聞き、その門に大書して曰く、肉を錢売して人肉を食い、一家飲びて千家哭くと。その豪横此くの如し。世家の子陸載商、維周と交納せんと欲し、乃ちその僕婦某をして靚粧麗服せしめ、これを延きて室に入れ、掃曲房を為くり、繡褥しゅうじゆを設く。載商、牖間りやうかんよりこれを窺う。又、その俊童王周郎なる者をして、龍陽りやうを以て維周に事つかへしむ。維周家に宴を設け、訪行王周郎を延きて座に在る。載商、突入して維周に揖えしやくして曰く、小价せうか辱かたじけなくも不棄おひきまてを承け、特来叩謝とくらいくわんげす。乃ち諸蠹に遍揖し、劇飲の飲甚し。ここを以て入幕を得る。海虞錢氏の要路に居る者有り、引きて同宗と為し、兄弟の好を敦くす。その居る所に縁り、塔後大相公と称し、人亦た此を以てこれを称す。

北頭二伯伯附戈氏小宮

(C) 北頭二伯伯、姓は戈氏、字は樹仲、訪行に入りて四十年、今老ゆ。虞山北部の盛、樹仲より厥の後、支派日に分かれ、各々門戸を立つ。然して巨奸大猾、必ず樹仲に譲り、一頭地を出し、推尊の号を競って曰く、先輩は北里に居り、縉紳士庶その門に輻輳す。四方の逃命者、多く招納せらる。各憲司の承差は命を奉じて県に到り、必ず樹仲に稟白し、然る後作事す。里に争訟有れば、餽金の多寡を視て、これを曲直とす。長吏或はこれを察せず、誤つて理を以て断ずれば、皂隸行杖せんとす。その人二伯伯と称するは、即ち執杖敢て吏に下さず、前に官長の耳に囁きて曰く、此れ戈相公数を起せば即ち止む。治す勿れ。吏は牘を抱いて進み、手で紙の尾末を圧えて曰く、戈相公は送簽執筆するに、以て惟だ謹と署すと。常民これが為に謡つて曰く、甯ろ閻羅王に見ゆるも、二伯伯を犯す勿れと。邑治の西に浦聚卿なる者有り、以て古董を売り、善く茶を治し、寵を戈氏に得る。樹仲その廬を過ぎれば則ち車馬雑沓し、炫耀同里、時に、或は席を設ければ則ち侈摩を窮極し、一飯は中人十家の産を費す。樹仲これを領き、小剝船の例を拔置す。浦、此れを以て致富。訪行亦た、時時その家に屯聚し、以て壟断を為す。樹仲疾有れば、諸蠹醜金して禮を為し、僧一百有八人、羽流亦一百有八人を延き、水道場を建て、七屋夜、都人競つてこれを観る。或は曰く、訪行中に殺害は多く此れに命じ、釈氏の法を借り、以て枉死の諸魂を薦拔し、冤対を求釈せんと欲す。病より起き、諸蠹置酒して、西湖に邀飲し、画船四十艘、一舟に登る毎に、酒行一巡、梨園の子弟、一曲を歌えば、輒ち復た他の舟を過ぐ。游徒の盛、声伎の楽は王侯に擬ふ。子の霖書は号して小將軍、智術多く、舞文を善くす。惨毒群兇を殺し、帰心多し。焉ぞ小將軍は英雄無双と曰はん。此れ相ひ推許の詞なり。姪の長康、性は鷲悍、訪款多くその手に出で、亦た亡命を集めて、爪牙と為し、戈氏の小宮と為すと云へり。

鷲散一家骨肉

(D) 王仲徳、糧道の承差。初め邵氏の党に入り、朱靈均・銭維周・方哮狼等と並び声有り。時に已に嘆じて曰く、大

丈夫はまさに単鎗独騎、中原に横行すべく、豈に人の籬下に寄るを屑とせんかと。是に於いて始めて党人を式にする。その造訪売訪は他人の手を仮らず、自ら一宮を立て、鋒銳特に甚し。里中富者有れば、必ずその家産を估り、陥すに事誘を以てし、帰して私奔中に至り、拷炙してその家を傾けて乃ち止む。或は従わざれば則ちこれを死に致し、復た巢の下、一も完卵無し。故にこれを号して曰く、驚散の一家骨肉と。此れ訪行中最も標榜せらるる称なり。

順治七年分の漕折を承催し、糧戸数百人を鎖捉す。戸毎に銀二十両、少くも亦十両を講価し、始めて放掃す。焚臈万を以て計る。母の喪を治むるに、四方より来吊する者数千。軒冤(士大夫)以て奴隸に至る有り、畢ぐ集らざるは莫し。士類の巾に往かざる者有り、衆は危と為して、曰く、某人は王氏の喪を拜せず、禍それ至らんと。姻家程伯和、一尊を設くるに、遂に百余金を費す。その他の糜費多類。此の家は一園を造くり、八角庁を為り、廻廊曲房、飭るに金碧を以てし、声伎玩好、その間に充切す。その中に入る者、迷いて出づる所を知らず。宮室の美推は、極盛なり。

(E) 方哮狼、姓は方氏、名は洪坤、字は子輿、初め皂隸為り、尋いで糧道の承差に充つ。亦た邵氏の乾児の一。その後、その党漸く盛んにして、方氏党と号す。始め傲然として雄踞の志有り。家に訟師數十人を致し、徐翼甫これが長と為る。打行数十人、大力顧二これが長と為る。清客数十人、查白雲これが長と為る。戸の殷実なる者、先ず構えて訟を成さしめれば、即ち訟師に引置す。両造既に成る所なれば、則ち居きて奇貨と為し、坐してその利を擁す。訟の未だ終らずして家已に兩つながら傾く。原・被皆な勢に迫まされ、実に仇隙無し。その索詐遂げず。或はこれと抗する者は、則ち打行に付し、多くその命を斃らる。暇あれば、則ち酒を置きて高会し、諸清客は楽を前に奏し、酒後耳熱く、諧笑雜還して歌呼し、鳥鳥としてその曙に達するを知らず。性は暴厲、声大にして猛喜、人を謾罵す。その声一吼すれば、聞く者は寒からずして慄く。故に狼と曰う。嘗って白昼人を殺し、而して衆これを匿すをなす。龔司李廉、その実を得て捕え、その党を繫獄す。猶お人に誇って曰く、此等の事、何ぞ我を難するに足

らん。大阿哥、日ならずして即ち泳釈せん。尋いで獄に斃る。屍は道路に狼藉し、人威なこれを快とす。

(F) 二支長、曰く連城、次は曰く連璧。蘇の理刑積蠹の書弁なり。訪行の刑庁に在る者は、必ず二支を以て首と称す。上は督撫より、下は郡県衙門に至るまで、綿索提掣、在手諸囊、亦たこれに倚りて重しと為す。二支より刑庁に入る後進なる者、^(E)拔附無くば、諸行戯れにこれに謂て曰く、桃李尽く公門に在り（人材は皆官府に集り居るをいう）。初め郷紳錢氏の世僕。曾ってこれを治すに家法を以てす。ここに至り、気焰甚だ盛んにして、その主はその威を畏れ、首を俛きてこれに下り、その券を焚く。席を具うるに、二支は南面し、主は北面し、^(F)酬酢甚だ歎なり。是に於て縉紳先生、跡を支氏の門に接す。按ずるに支連城は一字も瑕無し。俗に称す支三相公は刑庁の裁欠の後より、家居して恒産を治せず、殺人に工みにして、手最も辣、里中を覘い、殷実の戸有れば、構えて成訟せしむ。局を設けて、誘ねて家に至り、その重賄を婪る。然る後酒を置きて高会し、一笑して罷む。兩造も亦たその然るを知らず。而して党極盛なり。邵伏候なる者有り、毎に人に語って曰く、天の大事、三老官を消費せず、人半言にして便ちまさに瓦解すべしと。その勢の焰なること此くの如し。

(G) 唐三相公秀才、字は君仍、三人に行じて、称して三相公と為す。明季、顧以甯同人有り、訪行耆旧朱昆溪の党、邵声施壇帖に主盟たりしより、君仍更に与に密かに交わる。凡そ拔富の諸事は、密謀せざるは無く、故に亦た乾児の列。声施杖斃し、戯れに声施の遺囑をなす者有りて曰く、續芽は吾が芳を續ぐ者なり、延芳は吾が芳を延びる者なり。蓋し声施の名は芳にして唐の名は續芳、趙の名は延芳。故に兩人を云い、皆嗜淫を酷す。延芳燕報の事多く、續芳は則ち貴賤を分かつたず、多く誘奸を為す。父まさに易賞とすべき時、猶お延医を以て名と為し、他室の密闥に入る。葉令・唐忠臣を冒認して祖と為し、その祭品を利とす。又、祠堂を占踞して、開賭宣淫の地と為す。その為す所の不軌、毎に人に対して云く、三箇の口字是れ我れ不要的と。蓋しその品行無きを誇る。賁縁して宮牆に倅入し、即ち劣等黜革を以て、乃ち人を倩いて代筆し、鑽營して臬官の為に撰文し、此れを以て、仍りて生員を称す。

県官・学官の至る毎に、説事過錢を以て、結交献媚せざるは無く、得て自らその囊を肥やすと云へり。

(四) 六門伯。常熱(梟城)に六門有り。門毎に訪行中、一人を推してこれが紀を主る。凡そ四十九区、各々門の近き所を以て附属す。郷毎に小頭領有り、これを地虎と謂う。約束を六門伯に受け、歳時貢獻し、属僚を以て礼す。郷民の家産百金有る者、地虎これを籍に載せ、彙めてこれを(門伯に)献す。その衙門の吏書・皂快亦た各々六党を為し、自ら相連属す。訪(行)一人毎に、訪は必ずその伯なる者に関白し事に従う。所属中に争鬪有れば、地虎これを唆かして訟えせしめ、随いてこれを見本に率る。伯はその家産を計りて、配するに使費を以てす。審する所の人犯、某門の人に係れば、則ち経承と為し、原差と為し、籤差と為し、批手と為し、行杖と為す。皂は值堂を為し、獄率と為す。皆某門の党人これを主る。臨審の時、指してこれを目して曰く、此れ某家の起数は則ち伯なる者の姓氏なりと。南門に伯たる者、曰く查氏、字は公寿、南門に雄踞し、既に刑厅の快手に充てられ、又、糧道の健卒たり、上下の呼吸、神通の如く、邑これを畏ること虎の如し。曰く潘氏、字は子開。西門には、曰く周氏、字は子甯。曰く顧氏、字は子理、京省の馳名な総訪行顧子望の嫡弟に係はる。曰く孫氏、字茂生。大東門には、曰く蔣旦、字胤周、本人奴にして刀筆に工み、訟師の首たり、東門より虹橋に至る三十余里、郷民の訟を以て破家せざるは無く、人号して拆屋槌と為す。曰く、錢五、維周の嫡弟に係わる。曰く、金麗之、亦号して金棺材。小東(門)には、曰く苑氏、字は長仙。曰く周氏、字は仁甫。北門には、曰く单氏、字は日叟、号して大拳驍将。曰く沈氏、字は際飛。曰く徐氏、字は翼甫。曰く顧氏、字は子受。曰く張氏、字は信之。曰く鄒氏、小名は滿、字は叔甫。北水門には、曰く鄒氏、字は日昇、号は狭術堂。曰く金氏、字は露仙、亦た孫宦の寵奴にして、邵声施・朱靈均とともに、同じく孫僕為り、故に伝法妙門の如し。

(五) 大剥船・小剥船。訪行中の一営毎に、必ず頭目数人を置き、名づけて剥船と曰ふ。剥船の名、その来たるや已に久し、称して大小と為すは、則ち朱靈均の八大分より始む。今、門戸既に多く、大小の剥船載するに勝うべから

ず。所謂る大剝船とは、訪行中に坐して謀議するに在ること、朝廷の三公有るが如し。亦た曰く、坐中軍張、亦曰く、大阿哥と。その次第は則ち第幾把交椅と称す。凡そ大剝船と称するは、必ず謀略有り、詐術有り、造國殺人を善くす。或は憲訪おかみのそうさを経、号して汗過を出す者は、それ衙門の積囊にして才或は及ばず、或はその才有りて、手段狼辣ならず、名声未だ遠播せざる者、皆これが選に与ずかるを得ず。能くこれが選に与ずかる者はそれ惟れ艱しきか。初め訪行に入り駆使に供し、巡察を司り、遇事風生（事件に際会して速かにこれに応ず）、月報・日報・時報・上司探・理刑探・府探・臬探の有名有り。市井の無頼多く、これが為めに世家の子弟、亦是が選に入る者有り、これを総名して、小剝船と曰ふ。曰く王子若、号して五鼻涕。曰く蔣万鐘、糧道の承差に係わる。曰く蔣介石、糧道の書弁に係わる。曰く高猷卿。曰く錢天章、即ち錢氏七鼻の首。曰く嚴普階。曰く汪小黒、塩蠶の首。曰く狄賁如、又錢開遠、即ち訪行狄良甫の子、郡邑に往来し、梟鷲特に甚し。曰く許九陸、亦た号して拏鷹、放鶴傷官す。曰く薛汝瞻、亦た号して薛大庁。曰く桑子若、亦号して桑内耳。曰く蔣胤周。曰く陸升甫、亦号して擲臂鳥。曰く何金、亦た曰く何撐船。曰く趙延芳、亦号して五陵、年少より身に凌遲罪五有る以ってなり。曰く姚聖功。曰く戴仲蕃、亦た号して戴二烏龜。曰く周成之。曰く謝来仙、錢氏の家奴に係る。曰く姚天卿。曰く沈惟錦。曰く范長仙。曰く徐翼甫。曰く瞿序安。曰く顧自夙。曰く劉李英。曰く嚴起青。曰く龔聖和。曰く孫赤鼻。曰く張天玉。曰く施二蜜。曰く潘秀若。曰く陳雲驥。曰く陸子榮。曰く李習之。曰く龔秀林。曰く尤筆化。曰く瞿子玄。曰く孫景雲。此れ但し城中最も著しき者に就いて言うのみ。若し奴隸及び郷居するに在る者は、各氏更に数ふるに勝へず。

以上が三項の訓読であるが、紙幅の都合から原文と詳細な注釈は割愛する。それにしても、明末清初の蘇州常熟県の訪行の具体像は十分に知ることができよう。それをまとめれば次下の諸点となる。

- ① 訪行には郷紳の家奴・豪奴出身が多い。(A)・(B)・(E)・(F)。

- ② 糧道の承差等、地方衙門の胥吏に充てられた者も多い (B)・(D)・(E)・(F)
- ③ 訪行には郷紳の配下や地方衙門の胥吏、衙役が参加していた (A)・(B)・(C)・(H)
- ④ 訪行は訟師・打行・清客などを組織に入れた一大無頼集団である (E)。
- ⑤ 県城及び郷村をそれぞれ分割し、勢力圏勢力圏を構成した (H)。
- しかし、訪行及び打行等の歴史的位置付けは、今後に残さざるをえない。

〔註〕

- (1) 田中正俊「民変・抗租奴変」(筑摩書房『世界の歴史』一九六一)ほか参照。
- (2) 森正夫「奴変と抗租―明末清初を中心とする、華中・華南の地域社会における民衆の抵抗運動―」(昭和54・55年度科学研究費補助金「抗租運動の長期的比較的研究」研究成果報告書)でも(同書一一〇頁、及び、一五七頁注八など)無頼、游民という社会層の役割を検討すべしとしている。なお、筆者(川勝)は無頼層について、次の諸研究を発表した。「明末、南京兵士の叛乱―明末の都市構造についての一素描」(『星博士退官記念中国史論集』一九七八)・「中国近世都市の社会構造」(『史潮』新六号、一九七九)・『中国封建国家の支配構造』(東京大学出版会、一九八〇)第十三章・「明末清初の訟師について―旧中国社会における無頼知識人の一形態」(『九州大学東洋史論集』九、一九八一)など。
- (3) 前掲、川勝守「明末、南京兵士の叛乱」参照。
- (4) 諸橋轍次『大漢和辞典』巻七、火部、火、火圍(三六八頁)に、○つつもたせ。美人局とあり、その引言に「今古奇観、趙鼎君喬送黃柑子」其間有等奸詐之徒、就這貪愛上、又生出個奇巧題目來、拚着自家妻子、裝成圈套、引誘良家子弟、詐他一個小富貴、謂之架火圍。とある。
- (5) 先に、一九七八年十一月三日の京都大学、東洋史研究会大会で筆者は「明末清初江南郷紳の権力構造」と題する口頭発表を行ったが、これに対する佐伯富氏の質疑に「打行はケンカ・ウチコワシの調で、組織やギルドなどと関係ないのではないか」という主旨の指摘があった。筆者(川勝)は佐伯氏の指摘を半ば是とするも、なお、ギルド的組織形態であったことを主張したい。それは本稿で実証されたと思う。因みに、山根幸夫氏作成の『福惠全書・索引』(汲古書店影印、一九七三)には「打降」が採録されているが、佐伯富氏編『福惠全書語彙解』(同朋舎出版部、一九七五)には打降の採録はない。

(6) 川勝守「徐乾学三兄弟とその時代―江南郷神の地域支配の一具体像―」(『東洋史研究』四〇―三、一九八一) 参照。

(7) 佐伯有一「手工業の發達」(筑摩『世界の歴史』二二―七頁上段) に打行に関して、

明末以来、かれ(職人)らの組織化の進行と併行して、秘密結社(まず烏龍会、次に三合会など)の手がのびており、またこの時期に「打行」と称する打ちこわし専門の組織があるが、これは単なる無頼遊民の集りではなくて、ふだんは労働している商人や日傭層たちが、いざという時に打ちこわしの中核となるためにつくられた組織だという一面をもっていたと思われる。

とある指摘は、本稿で十分に検討できなかった。今後の課題としたい。

(8) なお、寓訪があるが、和田正広「明末寓訪の出現過程」(『東洋学報』六二―一・二、一九八〇) 参照。

(補記) 本稿の印刷中に、上田信「明末清初・江南の「無頼」をめぐる社会関係―打行と脚夫―」(『史学雑誌』九〇―十一、

一九八一) が公表された。本稿と密接に関係する部分が多いが、その検討は今後に残す。